

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令変更等における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令書等)

第4条 条例第4条の規定による旅行命令及び旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）並びにこれらの変更は、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）により行うものとする。

2 旅行命令書等の記載事項及び様式は、任命権者が別に定める。

(旅費の概算払)

第5条 2泊3日以上旅行命令等を受けた者は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる旅費額の範囲内において、旅費の概算払を受けることができる。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、2泊3日未満の旅行についても、概算払することができるものとする。

(旅費の請求手続)

第6条 旅費（概算払を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払の旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、出張の結果を上司に復命した後（職員以外の者を除く。）、旅行命令書等に必要な書類を添えて、これを旅費の支給事務を担当する者（以下「支給事務担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払で旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支給事務担当者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、精算と同時に当該過払金を返納させなければならない。

(近距離旅行の日当)

第7条 条例第15条第1項ただし書に規定する日当の全額を支給しない地域は、御坊市、日高郡及び西牟婁郡並びに職員が公用車を用いて旅行する場合における勤務地からの路程が60キロメートル未満の地域とする。

(市内出張の旅費)

第8条 条例第19条の規定により支給することのできる市内出張の旅費は、利用した鉄道及びバスの実費額並びに宿泊料（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限る。）とする。

(研修等における旅費の減額)

第9条 職員が研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため6日以上の旅をする場合に支給する日当及び宿泊料は、次の各号に掲げる区分により、条例に定める日当及び宿泊料の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 旅行日数6日以上9日までの場合 100分の90

(2) 旅行日数10日以上15日までの場合 100分の80

(3) 旅行日数16日以上の場合 100分の70

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。